

法人課税信託を利用した株式交付型スキームの課税適正化

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

法人課税信託(受益者等の存しない信託)を利用した株式交付型スキームにより、税制非適格ストックオプションに係る税負担を軽減(株式譲渡時まで課税繰延べ、株式譲渡益として課税)することが可能となっていた。信託等を利用することで税制適格ストックオプションの要件を満たさずに同じ税優遇効果を受けることが可能となっているため、今年度改正により一定の法人課税信託について、課税の見直しが行われることとなった。

2.内容

受益者等の存しない信託である法人課税信託について次のすべての要件を満たす場合、信託財産に属する特定株式を、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しないこととなった時に、その時点の価額(時価)により取得したものとみなされ、当該価額と特定株式の帳簿価額の差額が給与等として所得税が課される。

- ・委託者は、特定株式の発行人、当該法人の役員等や特殊関係のある個人・法人であること。
- ・当該法人課税信託が発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものであること(特定法人課税信託)。

3.適用時期

大綱上明記されていない。

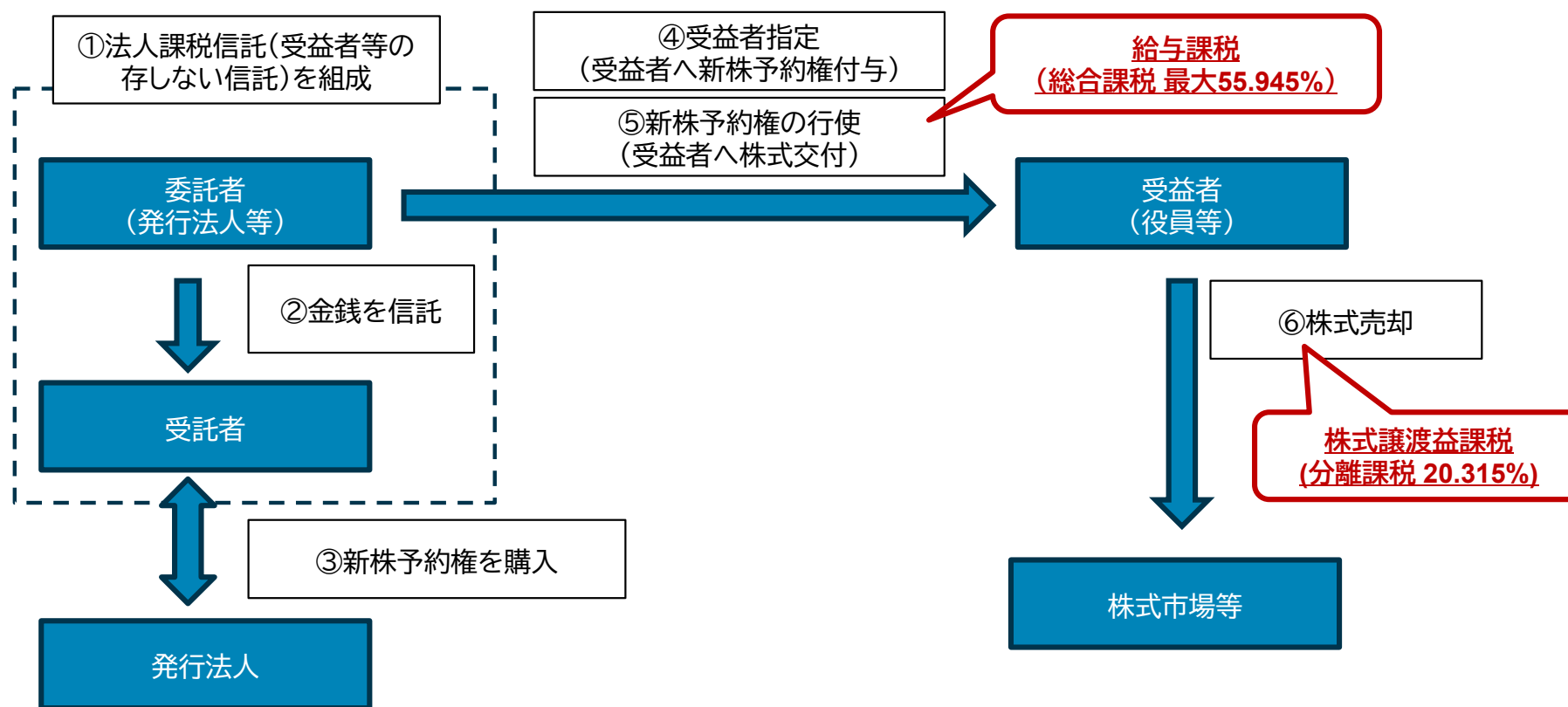
4.今後の注目点

改正の適用時期、用語の詳細な定義、大綱記載の「その他所要の措置」の内容。

1. 改正の趣旨・背景

【2023(令和5)年以前に利用されてきた税制非適格ストックオプション(信託型)の内容】

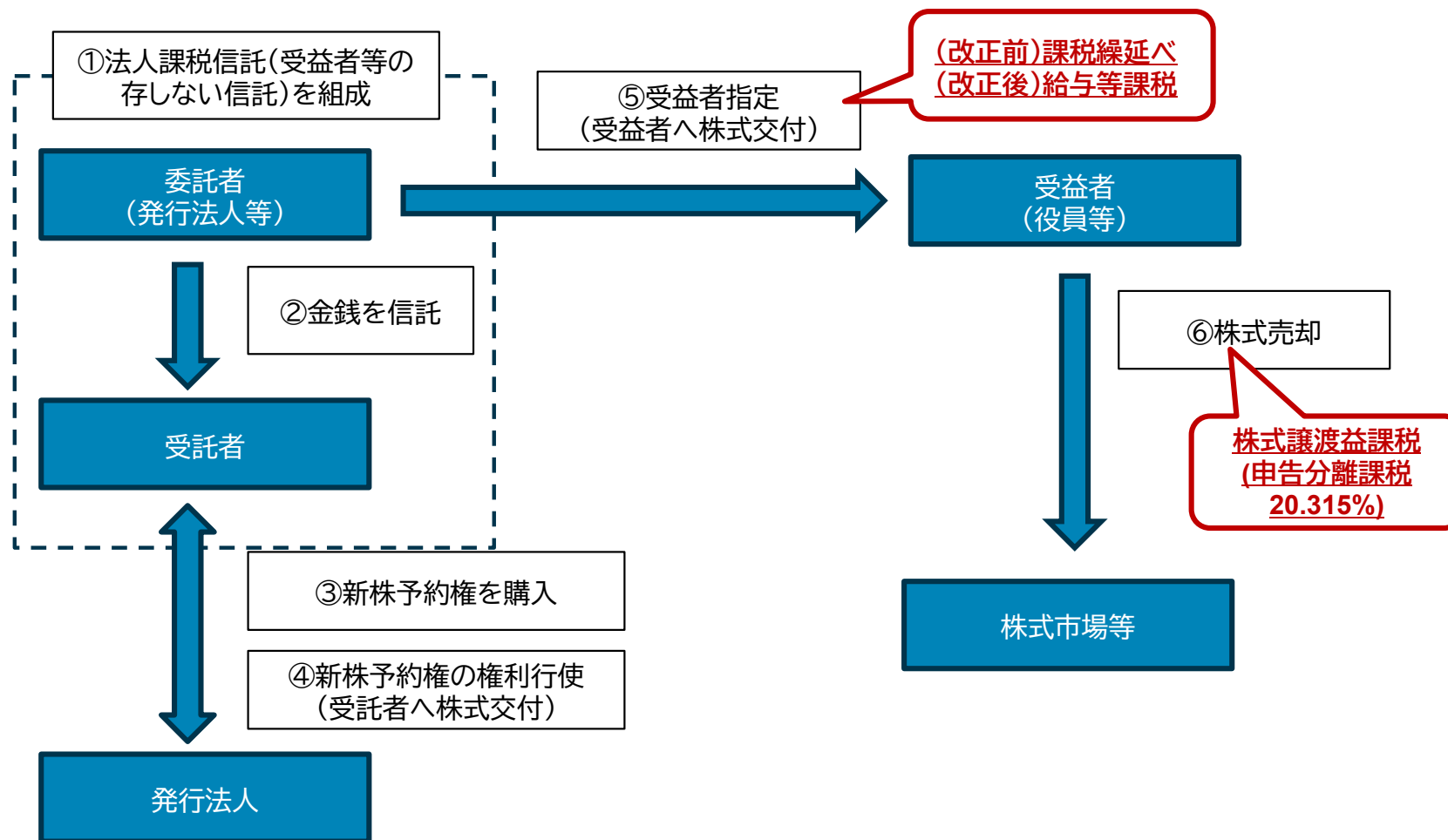
2023(令和5)年以前に利用されてきた法人課税信託を利用した税制非適格ストックオプション(信託型)については、一部の実務家の間で課税の繰延ができると考えられ導入企業が増えていたが、2023(令和5)年5月に国税庁より「ストックオプションに対する課税(Q&A)」が公表され、権利行使時に受益者に対し給与課税(総合課税、最大55.945%)、株式譲渡時に権利行使時との差額を株式譲渡益課税(分離課税、20.315%)であることが明らかとなった。これを受けて、信託内において権利行使をして取得した株式を受益者等に交付する今回改正対象となる法人課税信託スキームが考案されたものと考えられる。



1. 改正の趣旨・背景

【改正の対象となった法人課税信託を利用したストックオプションの内容】

法人課税信託を利用した税制非適格ストックオプション(以下、「改正対象ストックオプション(信託型)」という)について、下記図表の手法を用いることにより、税負担の軽減を図ることが可能となっていた。今年度改正により、一定の法人課税信託について、課税の見直しが行われる。



2. 改正の内容

【改正内容】

受益者等の存しない信託である法人課税信託について、当該法人課税信託が特定法人課税信託※1である場合には、信託財産に属する特定株式※2を、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しないこととなった時に、その時点の価額(時価)により取得したものみなされ、当該価額と特定株式の帳簿価額の差額が給与等として所得税が課される。その他所要の措置が講じられる。

※1 「特定法人課税信託」

特定株式※2に係る発行法人等※3が委託者となる、受益者等の存しない法人課税信託で、当該特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。

※2 「特定株式」

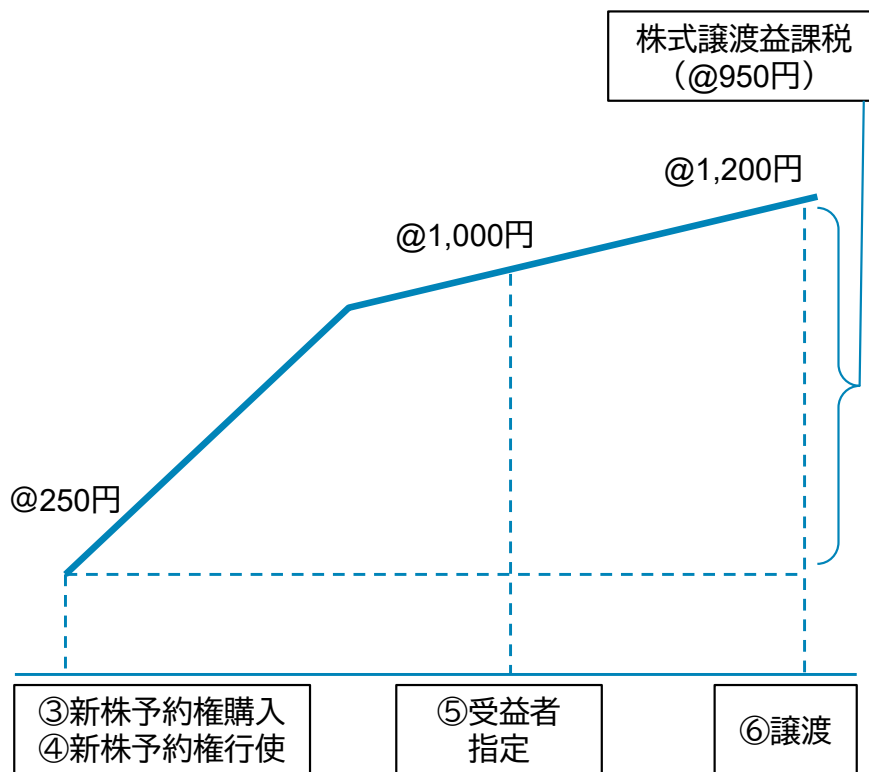
一定の譲渡制限付き株式以外の株式をいう。

※3 「発行法人等」

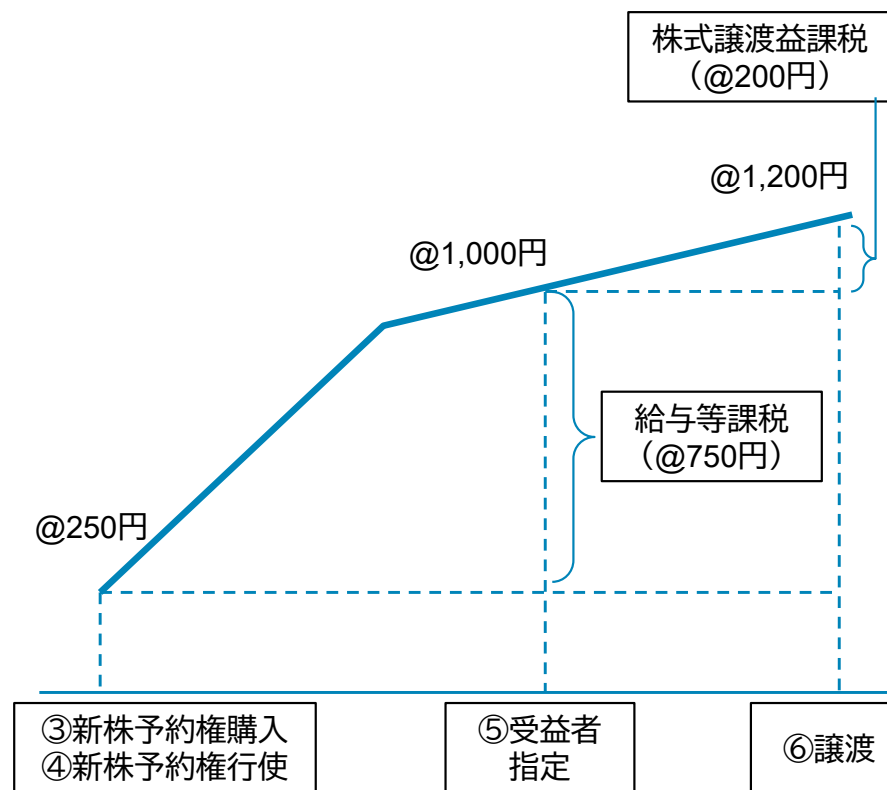
特定株式の発行法人、当該発行法人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいう。

2. 改正の内容

【改正前の課税関係】



【改正後の課税関係】



※新株予約権の購入価額@50円、新株予約権の権利行使価額@200円として試算している。

3. 改正の適用時期

大綱上、改正の適用時期は明記されていない。

4. 今後の注目点

- ✓ 改正の適用時期。
- ✓ 「特定株式」、「特定法人課税信託」、「発行法人等」の詳細な定義。
- ✓ 大綱記載の「その他所要の措置」の内容。
- ✓ 大綱において、「今後同様のスキームが創出された場合にも迅速に対応する。」と記載があり、類似のスキームが創出された場合においても、税制改正により適正化がなされる見込みである。